

航空法施行規則の一部改正について

平成13年8月3日

< 連絡先 >

国土交通省 航空局

管制保安部 無線課

小野寺（内線 51413）

TEL 03-5253-8111（代表）

TEL 03-5253-8755（直通）

．背景

航空機の航行の安全を確保するため、航空法（昭和27年法律第231号）第39条の規定により、航空保安無線施設の設置にあたっては、国土交通省令で別途定める基準に適合することが義務づけられており、その設置基準は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）において定められているところである。

航空保安無線施設の一つであるILSは、航空機の正確な着陸を援助する施設で、着陸する航空機が、滑走路の中心に降下できるように誘導するローライザー装置、滑走路に適正な角度で降下できるように誘導するグライドスロープ装置及び滑走路までの距離を示すマーカービーコン装置等から構成されている。

滑走路までの距離を示す装置としては、マーカービーコン装置（アウトマーカー（以下「OM」という。）ミドルマーカー（以下「MM」という。）及びインナマーカー）の他にDME又はタカンという航空保安無線施設が設置されているが、DME又はタカンの設置は、OM又はMMの設置が困難な場合に限られている。

今般、航空機に対し提供する距離情報の質の向上、設置コスト及び維持コストの縮減等の観点から、運航者及び飛行場の設置者からの要望に応えるため、滑走路までの距離情報を提供する施設について、OM又はMMの設置が困難な場合に限らず、DME又はタカンを設置できることとするため、ILSの設置基準について、航空法施行規則の一部を以下のように改正する。

．改正の概要

航空法施行規則第99条第1項第8号において、ILS設置基準の中でその構成を規定しているが、OM又はMMの設置が困難な場合に限らず、DME又はタカンの設置をもって代替できることとする改正を行う。

．適用期日

公布の日